

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令
第1条第1項第1号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した
炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の題名変更に伴い、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号において規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の提出に関する省令の題名及び本則を改正することとする。
- 2 この省令は、令和7年7月3日から施行することとする。（附則関係）